現 場 説 明 書

令和８年度　　工事番号:管第５号

工事名:旧田沢湖保健センター等解体工事

仙北市総務部管財課

目次

（1）工事概要

（2）各事項

Ⅰ.工事請負契約に関する事項

Ⅱ.安全対策に関する事項

Ⅲ.工程に関する事項

Ⅳ.仮設に関する事項

Ⅴ.施工に関する事項

Ⅵ.建設リサイクル法に関する事項

Ⅶ.その他の事項

（1）工事概要

工事番号 ： 管第５号

工事名称 ： 旧田沢湖保健センター等解体工事

工　　期 ： 契約締結日から令和９年３月 26 日まで

工事場所 ： 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 28 番地　地内

工事範囲 ： 別紙設計図書に示す範囲とする

（2）各事項

Ⅰ．工事請負契約に関する事項

1．官庁検査等への立会い

受注者は、特定行政庁等の検査に監督職員の指示により立ち会うものとする。

2．工事履行報告の提出

受注者は、月別工事予定表及び工事進捗状況（出来高%）について書面で報告すること。

Ⅱ．安全対策に関する事項

1．一般事項

受注者は、工事期間中、周辺関係者及び近隣住民に対する安全確保、工事災害及び工事公害の発生防止に努めるものとする。

また、工事にあたっては、工事関係者以外の第三者特に工事現場周辺は住宅地や交通量の比較的多い市道駅前通線があるので交通事故、災害防止に十分努めるものとする。

2．資材搬出入

受注者は、資材の搬出入については、次の事項を遵守すること。

（1）道路関係法規を遵守し、事故防止、騒音防止を図る。

（2）工事車両等による汚れ防止のため、洗車等の必要な措置を講ずる。

（3）当該工事に起因する道路等の破損・汚れについては、補修・清掃を行う。

（4）資材搬出入経路は市街地を避け、市道駅前通線や国道 46 号線などの比較的、道幅の広い路線を選定するものとする。

3．交通安全対策

受注者は、工事関係車両等の安全対策について、次の事項を遵守すること。

（1）工事用経路、工事用道路等の交通安全対策上、制限速度及び一時停止等の交通安全標識の設置を監督職員と協議のうえ必要な箇所に設置する。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

（2）工事関係車両による事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、請負者の責任において措置すること。

4. 事故発生

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、工事事故報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。

5. ダンプトラック等による過積載の防止について

（1）積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

（2）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

（3）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡を受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。

6. 関係請負者との協力体制

受注者は関連受注者と協力し、防犯対策、安全対策及び近隣対策を講ずるものとする。

7. 近隣住民並びに近隣家屋に対する被害補償等

（1）受注者は、工事に先立ち近隣建物及び道路の現況確認を行うこと。詳細については特記仕様書によるものとする。

（2）受注者は、工事にあたって、近隣住民と災害、公害で紛争を生じた場合は、遅滞なくその内容を書面で監督職員に報告する。

（3）受注者は、工事に起因して、近隣家屋等に損害を与えた場合は、遅滞なく書面をもって監督職員に報告し、損害の程度や原因特定のための調査等を行う。なお、調査等に要する費用は受注者の負担とする。

Ⅲ. 工程に関する事項

1. 工程管理上の協力

受注者は、施工計画書に基づき工程を管理し、場合によっては監督職員の指示に基づき協力すること。

2. 工程計画等

監督職員と十分な協議を行うこと。また、イベント又は周辺施設の都合等により騒音を伴う工事等の施工に制限を要求された際には、これに従うよう努力すること。

3. 工事の進捗と工程の周知

本工事は仙北市の公共施設の解体であることから、市民への工事の進捗・作業通知・安全対策などの周知に努めること。その方法・期間等は監督職員との協議による。

Ⅳ. 仮設に関する事項

1. 一般事項

受注者は、工事用仮設物について、次の事項を遵守すること。

（1）官公署の申請・届出等は受注者の負担において行う。

（2）工事用仮設物が周辺住民の生活及び周辺施設の運営上障害になる場合は、監督職員の指示に従い、速やかに移設及び撤去する。

（3）工事仮設物等の敷地使用に際しては、常に良好な状態に維持管理を行い、損傷を与えた場合は起因者の負担において補修する。

（4）なお、使用の必要がなくなった時は現況復旧すること。

2. 工事用道路等

受注者は、工事用道路等について、次の事項を遵守すること。

（1）工事用経路及び進入路は、定期的に本工事敷範囲の周辺部について清掃を行い、進入路については、十分に養生すること。

（2）本工事範囲内の工事用道路等は、設計図書にない場合は受注者の負担により設置する。

（3）工事用進入路及び工事用道路等はその設置前に現況を写真に撮り、監督職員の承諾得たうえ保管する。

（4）工事用進入路、工事用道路等は常に良好な状態（防寒対策、散水等）に維持管理を行う。また、当該道路に損傷を与えた時は、起因者の責任において補修するものとし、使用の必要がなくなった時は現状復旧する。

（5）工事範囲内及び周辺道路では、車両は最徐行するものとし、制限速度及び一時停止等の標識を監督職員と協議のうえ決定した場所に設置する。

（6）工事範囲内及び周辺道路での車両の運行は、騒音や振動により近隣住民及び周辺施設関係者に精神的な負担を強いることがないよう細心の注意を払うこと。

3. 工事用排水等

（1）本工事範囲内の工事排水・雨水及び土砂等は、工事範囲外へ流出させ近隣及び道路管理者等に迷惑を及ぼさないよう十分注意する。土砂等が流出した場合は、原則として受注者の責任において処理する。

（2）工事排水は、工事範囲内において処理するものとするが、敷地外への放流が必要な場合は関係行政機関と協議のうえ、監督職員の承諾を得る。また、既設の下水道に排水する場合は、当該下水道管理者の許可を得ること。なお、これに要する一切の費用は使用料を含み請負者の負担とする。

Ⅴ. 施工に関する事項

1. 一般事項

（1）工事の作業時間（資材及び機械等の搬入を含む）は、原則として午前8時から午後5時までとするが、これによりがたい場合は事前に監督職員の承諾を得ること。

（2）近隣住民の生活及び周辺施設の運営を妨げないよう、最大限の配慮を行うものとする。また、振動・騒音を伴う工事を行う場合は、事前に作業内容や時間帯を監督職員と協議すること。

（3）騒音・振動及び臭気等により、近隣住民及び周辺施設の運営に被害を与えることがないよう細心の注意を払うこと。なお、被害の原因が工事の施工によるものであることが認められた場合は、速やかに作業を中止し、監督職員と協議のうえ、作業方法等を再検討すること。

2. 別途工事との取り合い

本工事においては下記別途工事があるので、関連工事の受注者間で十分協議を行い、事業全体

が遅滞なく進捗するよう、調整を図ること。

（1）旧田沢湖総合開発センター解体工事 （契約予定時期 令和８年 11 月９日）

3. 埋設配管等

工事範囲内の配管等の埋設状況は知り得る限りの情報を提供するが、想定外の埋設配管が存在する可能性があることから、掘削等の際には細心の注意を払うこと。なお、工事の施工により既存の配管を損傷した場合は、受注者の負担により補修すること。

4. 排出ガス対策型建設機械

建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。

Ⅵ. 建設リサイクル法に関する事項

1. 建設工事に係る資源の再資源化等に係る法律について

本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事であり、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）に該当するため、建設リサイクル法に準拠し特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について適正な措置を講ずることとする。

Ⅶ. その他の事項

1. 官公庁その他の手続きについて

工事の施工に必要な官公庁その他への手続き及び工事報告は、全て受注者が負担して行う。なお、届出の内容については、あらかじめ監督職員に報告すること。

2. 数量について

金抜設計書の内訳は参考資料であり、設計図書とはしないこととする。

3. 特記仕様書の工事内容補足について

工事内容の特記事項は設計図に記載のとおりだが、旧田沢湖総合開発センター解体工事との関連で工事内容が下記のとおりに変更が起こりうることを補足する。

（1）コンクリート取壊しにおいて基礎の残置